

1 自動車排出ガスの現況について

大気・水質等常時監視結果(平成19年度)における自動車排出ガス関係の概要は次のとおりです。(詳細は「兵庫の環境」ホームページに掲載されています。)

(1) 二酸化窒素

平成19年度は、全30測定局のうち29局で環境基準を達成しており、年平均値の単純平均は0.026ppmである(平成18年度は全30局中26達成)。

なお、環境基準未達成の1局は国道176号の栄町(宝塚市)である。

また、昭和53年度以降継続して測定している局(20局)の年平均値の単純平均は0.026ppmであり、経年変化をみると、近年はほぼ横ばいの状況にある。

(2) 一酸化炭素

平成19年度は、全24測定局で環境基準を達成しており、年平均値の単純平均は0.5ppmである(平成18年度は全24局で達成)。

また、昭和53年度以降継続して測定している局(16局)の年平均値の単純平均は0.5ppmであり、経年変化をみると、減少傾向にある。

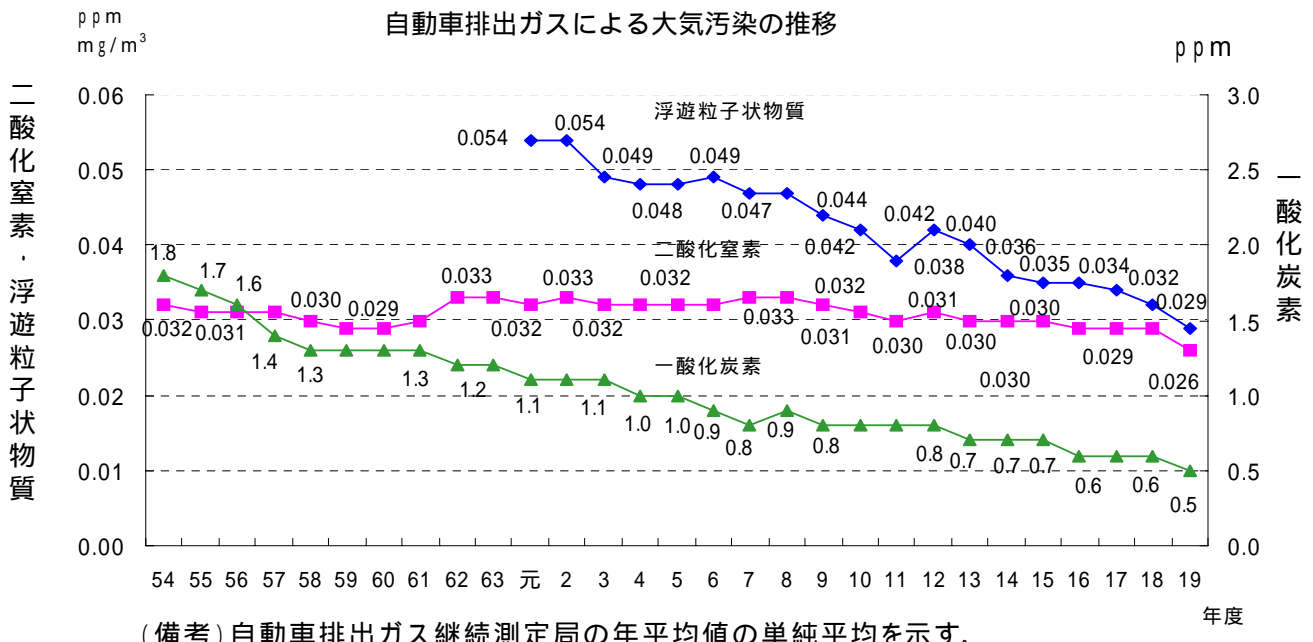
(3) 浮遊粒子状物質

平成19年度は、環境基準の長期的評価では、全26測定局中24局で環境基準を達成しており、年平均値の単純平均は0.029mg/m³である(平成18年度は25局中23局で達成)。

なお、長期的評価で環境基準未達成の2局は、国道2号の垂水(神戸市)、県道明石高砂線の林崎(明石市)であり、黄砂及び気象の影響により日平均値の年間2%除外値が0.10 mg/m³を超過したためである。

一方、短期的評価では、24局で日平均値、及び26局で1時間値が環境基準を超過した。(平成18年度は全局で未達成)

また、平成元年度以降、継続して測定している局(7局)の年平均値の単純平均は0.029mg/m³であり、経年変化をみると、近年減少傾向にある。



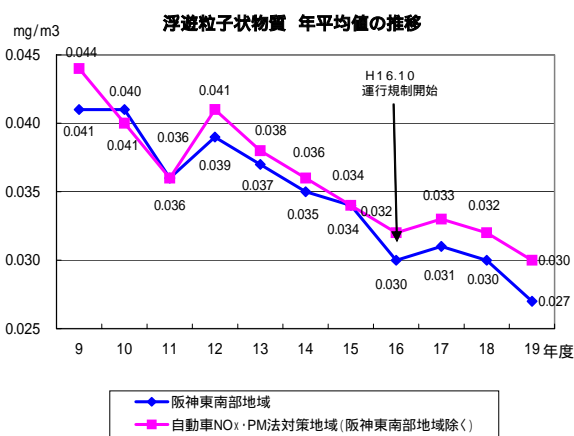
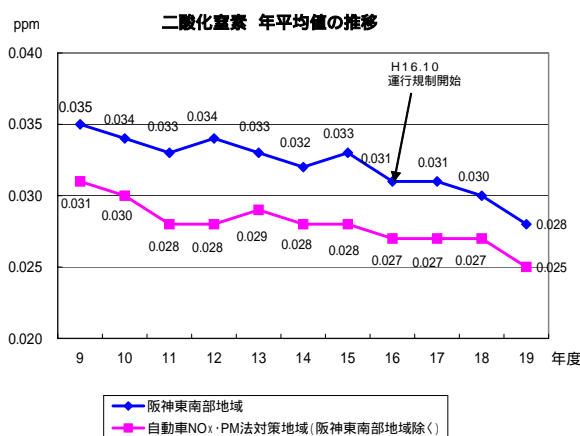
(4) ⁽¹⁾自動車NOx・PM法対策地域の環境濃度

平成13年6月に改正された自動車NOx・PM法では、対象物質に粒子状物質が追加されるなど、自動車排出ガス対策の強化が図られているが、対策地域外からの流入車両には適用されないことから、さらに本県では、平成16年10月から、⁽²⁾阪神東南部地域において、「環境の保全と創造に関する条例」に基づきディーゼル自動車等運行規制を実施している。

阪神東南部地域内の自動車排出ガス測定局における平成19年度の年平均値は、二酸化窒素が0.028ppm、浮遊粒子状物質が0.027mg/m³となっており、自動車単体毎の排出ガスの低減、自動車NOx・PM法の車種規制及び運行規制の一体的な効果により改善の傾向にある。

また、阪神東南部地域を除く自動車NOx・PM法対策地域においても同様に改善傾向にある。

- (1)自動車NOx・PM法対策地域・・・神戸市、姫路市(旧家島町、旧夢前町、旧香寺町及び旧安富町を除く)、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市、播磨町、太子町
 (2)阪神東南部地域・・・神戸市灘区、東灘区、尼崎市、西宮市南部、芦屋市、伊丹市



2 ディーゼル自動車等運行規制に伴う検査結果等について

(1) カメラ検査

カメラ検査は、規制対象地域内の道路で、走行車両のナンバープレートを撮影し違反車両であるかを確認しています。

年・月	撮影車両	規制対象車両 (違反車両)	県内規制対象車両 (違反車両)	県外規制対象車両 (違反車両)
H16.10～ H19.12	1,678,798	234,463 (3,261)	76,803 (743)	157,660 (2,518)
H20.1	45,556	5,960 (203)	2,377 (55)	3,583 (148)
H20.2	45,298	5,354 (201)	1,945 (39)	3,409 (162)
H20.3	42,949	7,137 (202)	2,102 (32)	5,035 (170)
H20.4	45,487	5,312 (181)	1,897 (28)	3,415 (153)
H20.5	47,950	5,148 (180)	1,786 (29)	3,362 (151)
H20.6	44,936	5,329 (181)	1,653 (26)	3,676 (155)
H20.7	43,738	5,298 (147)	1,920 (29)	3,378 (118)
計	1,994,712	274,001 (4,556) 100% (1.66%)	90,483 (981) 33.0% (1.08%)	183,518 (3,575) 67.0% (1.95%)

平成20年7月までのカメラ検査で撮影した規制対象車両は274,001台(県内90,483台、県外183,518台)で、うち違反車両は4,556台(県内981台、県外3,575台)となっています。

違反車両台数の府県別内訳は別表のとおりで、兵庫県、岡山県、京都府、奈良県で多く、4府県で全体の約46%を占めています。また、種別では事業用が84%、自家用が16%となっています。

カメラ検査(平成20年7月まで)において運行規制違反を確認した都道府県別台数

府県名	事業用	自家用	計	備考			
				支局名	事業用	自家用	うちバス
兵庫県	733	248	981	神戸	431	192	11
				姫路	302	56	
岡山県	378	33	411	岡山	371	32	6
				倉敷	7	1	
京都府	295	70	365	京都	295	70	11
奈良県	241	102	343	奈良	241	102	9
大阪府	199	54	253	和泉	161	25	4
				大阪	38	29	1
広島県	227	10	237	福山	129	6	2
				広島	98	4	3
滋賀県	151	41	192	滋賀	151	41	3
和歌山県	154	27	181	和歌山	154	27	7
香川県	148	9	157	香川	148	9	4
愛媛県	132	6	138	愛媛	132	6	2
三重県	114	14	128	三重	111	14	4
				鈴鹿	3	0	
福岡県	110	12	122	北九州	47	6	
				久留米	29	3	2
				福岡	25	1	1
				筑豊	9	2	
福井県	117	2	119	福井	117	2	5
岐阜県	80	15	95	岐阜	80	15	1
徳島県	78	6	84	徳島	78	6	5
静岡県	51	10	61	静岡	24	5	
				沼津	13	3	5
鳥取県	52	6	58	浜松	14	2	1
				鳥取	52	6	
山口県	49	2	51	山口	48	2	1
				下関	1	0	
石川県	48	1	49	石川	45	1	1
				金沢	3	0	
高知県	47	2	49	高知	47	2	2
鹿児島県	41	2	43	鹿児島	41	2	3
				名古屋	13	0	2
				三河	11	1	4
				豊橋	5	1	1
				尾張小牧	2	0	
宮崎県	29	5	34	豊田	1	0	1
				宮崎	29	5	
長崎県	29	2	31	長崎	21	1	1
				佐世保	8	1	
島根県	28	3	31	島根	28	3	1
茨城県	28	1	29	土浦	18	1	3
				水戸	10	0	1
富山県	26	3	29	富山	26	3	1
佐賀県	26	2	28	佐賀	26	2	1
千葉県	25	0	25	袖ヶ浦	13	0	12
				千葉	9	0	4
				成田	3	0	3
熊本県	22	2	24	熊本	22	2	2
長野県	19	3	22	松本	11	1	
				長野	8	2	2
栃木県	21	0	21	宇都宮	13	0	4
				栃木	7	0	1
				とちぎ	1	0	1
新潟県	17	2	19	新潟	11	2	1
				長岡	6	0	
大分県	17	1	18	大分	17	1	1
				札幌	12	1	1
北海道	14	1	15	函館	1	0	
				釧路	1	0	
群馬県	14	1	15	群馬	14	1	1
岩手県	9	1	10	岩手	9	1	2
福島県	8	1	9	福島	8	0	8
				いわき	0	1	
宮城県	6	3	9	宮城	6	3	1
青森県	7	2	9	青森	5	1	
				八戸	2	1	2
山梨県	8	0	8	山梨	8	0	4
秋田県	6	0	6	秋田	6	0	3
埼玉県	5	0	5	熊谷	3	0	
				所沢	1	0	1
				川越	1	0	1
山形県	5	0	5	山形	4	0	
				庄内	1	0	
沖縄県	0	2	2	沖縄	0	2	2
神奈川県	0	1	1	湘南	0	1	
計	3,846	710	4,556		-		167

(2) 街頭検査

国道43号線等主要幹線道路において、兵庫国道事務所等と合同で検査を実施し、運行車両の車検証の提示を求め運行規制違反の有無を確認しています。

検査期間：平成16年10月～平成20年8月

検査回数：184回

	検査車両	うち違反車両
県内車両	352 (23.5%)	15 (4.3%)
県外車両	1,149 (76.5%)	57 (5.0%)
計	1,501 (100%)	72 (4.8%)

平成20年8月までの街頭検査で確認した車両は1,501台(県内352台、県外1,149台)で、うち違反車両は72台(県内15台、県外57台)となっています。

違反車両台数の府県別内訳は兵庫県15台、愛媛県6台、広島県、岡山県、大阪府各5台、和歌山県、京都府各4台、群馬県、徳島県、岐阜県各3台、滋賀県、鳥取県、山口県、石川県、島根県、奈良県各2台、香川県、三重県、福岡県、佐賀県、茨城県、大分県、福島県各1台となっています。

また、種別では事業用が61台(84%)、自家用が11台(16%)となっています。

(3) 立入検査

運送事業者及び荷主等の立入検査を行い、車検証の確認や委託運送事業者への運行規制の遵守に係る措置状況について確認を行っています。

検査期間：平成16年10月～平成20年8月

	事業所数	検査車両	猶予期間切れ車両	違反車両
運送事業者	1,011	7,806 (100%)	899 (11.5%)	0 (0.0%)
荷主等	769	174 (100%)	11 (6.3%)	0 (0.0%)

猶予期間切れ車両とは、阪神東南部地域を走行すれば違反となる車両

発行 / 兵庫県農政環境部環境管理局大気課 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
TEL: 078(362)3287 FAX: 078(362)3966
H.P: <http://www.kankyo.pref.hyogo.jp/JPN/apr/index.html>
E-mail: taikika@pref.hyogo.lg.jp

発行日 / 平成20年9月29日